



# 『色内3丁目周辺地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

## 地区の考え方

指定 S61.4.24 改正 H6.7.15 改正 H8.11.1 改正 H18.2.15 改正 H21.4.1		 <p>倉庫群の連なる街並み</p>
地区面積 (約6.2ha)		
地区の概況	小樽港発展の基礎となった鉄道(旧国鉄手宮駅)を中心とした地区であり、海運や陸運の発達とともに形成されました。 ゆるやかに湾曲した通りに面して明治・大正・昭和初期にかけて建てられた商家や倉庫が点在しており、往時の雰囲気が残る北運河とともに昔ながらの小樽らしい情緒を醸し出しています。 また、この地区は日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区として位置付けられます。	
景観形成の考え方	● 当時の面影を残す小樽運河(北運河)と周辺の歴史的建造物からなる景観の保全に努めます。 ● 日本郵船地区と小樽倉庫地区を結ぶ地区であり、本通線や旧国鉄手宮線とその沿線の景観に配慮した街並みの形成に努めます。	

## 行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みに配慮し、17メートル以下とする。</li> <li>市道本通線沿いでは、現況道路境界線から5メートルの範囲は、10メートル以下とする。</li> <li>旧国鉄手宮線沿線では、沿線の街並みに配慮した高さとする。</li> </ul>	
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みの連続性に配慮する。</li> <li>敷地を空地や駐車場(青空駐車場含む。)とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。</li> </ul>	
	形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みと調和した形態とするよう努める。</li> </ul>
		軒	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物本体と調和した軒の出とするよう努める。</li> </ul>
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みと調和した形態とするよう努める。</li> <li>大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。</li> </ul>
		開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺と調和した形態とするよう努める。</li> <li>窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な眺望地点からの景観に配慮する。</li> <li>主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。</li> <li>歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。</li> </ul>	
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根</li> <li>外壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>瓦葺き又は金属板葺きなどとする。</li> <li>金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根</li> <li>外壁・腰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。</li> <li>周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。</li> <li>裏面の「色彩基準等」による。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物に設ける建築設備(屋上設備を含む。)は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。</li> <li>ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、囲いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。</li> <li>自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。</li> <li>日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所止める。</li> </ul>	
工作物	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。</li> <li>敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。</li> </ul>	
	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。</li> </ul>	
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。</li> <li>裏面の「色彩基準等」による。</li> </ul>	

# 色 彩 基 準 等

## 1. 色彩基準

### ① 基調色 (ベースカラー)

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。  
ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

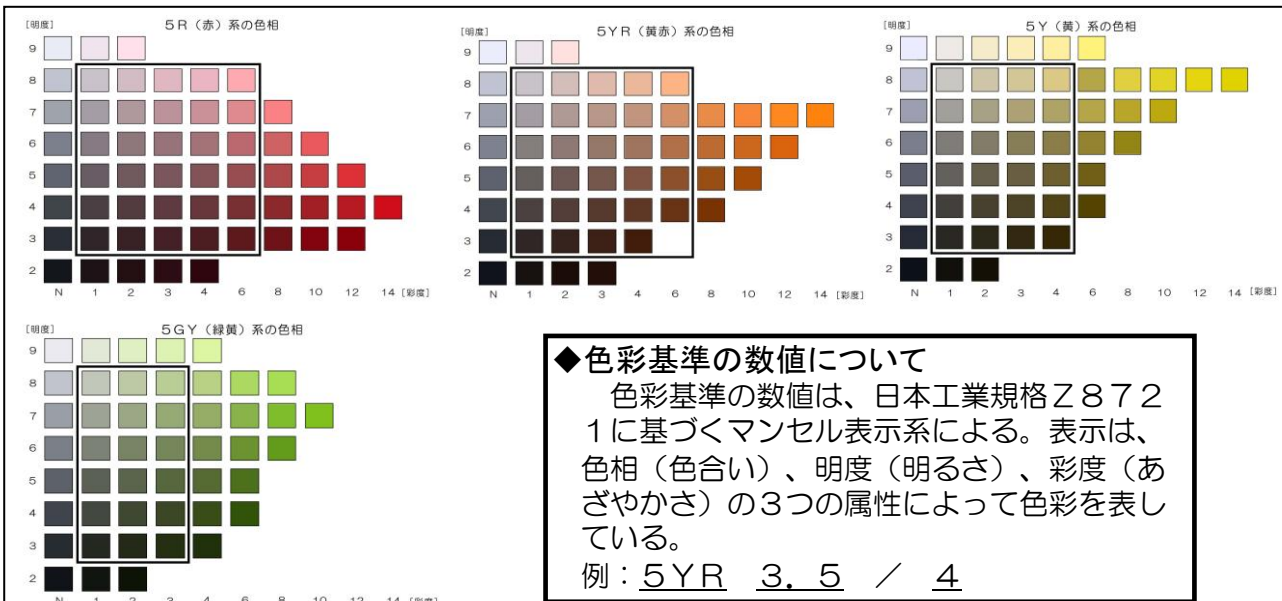
使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y（2.5Yを含む）	3以上8以下とする。	0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)		0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

### ② 強調色 (アクセントカラー)

基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

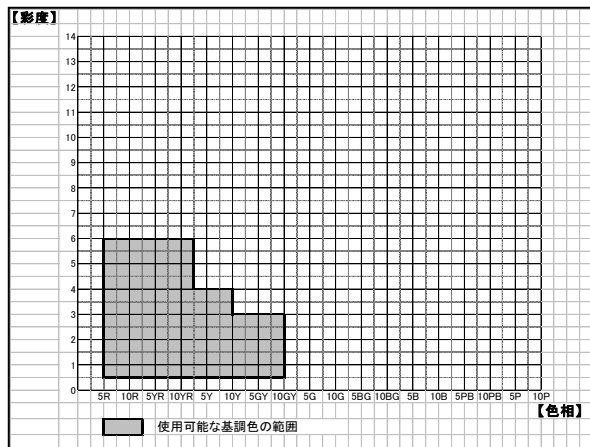
## 2. 使用できる色彩

### (1) 代表的な色相



注）上記の色は印刷のため、実際の色とは多少異なります。

### (2) 彩度の範囲



### (3) 明度の範囲

